

別表第1（第2条、附則第5項関係） 概要

| 区分 | | 割合 | | 期間 | |
|--|--|--|-----------------|------------------------------------|-----------------|
| 条例第11条第1項第1号に該当する者 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 | 第1号被保険者又は生計維持者の所有に係る住宅等について、災害により受けた損害金額が | 第1号被保険者の前年の合計所得金額が | | 災害を受けた日以後1年間の納期に係る保険料 | |
| | | 基準所得金額 未満 であるとき | 基準所得金額 以上 であるとき | | |
| | 当該住宅等の価格の10分の5以上 であるとき。 | 100% | 50% | | |
| | 〃 10分の2以上 10分の5未満 であるとき。 | 50% | 25% | | |
| 条例第11条第1項第2号又は第4号のいずれかに該当する者 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 | 生計維持者の合計所得金額が0となる見込みで、生活が著しく困難となり、かつ 第1号被保険者の前年の合計所得金額が であるとき。 支払能力に欠けると認められ、 基準所得金額 未満 | 100% | | 減免を申請した日の属する年度の保険料のうち、同日以後の納期に係るもの | |
| | 生計維持者の合計所得金額が前年の2分の1以下となる見込みで、生活が著しく困難となり、支払能力に欠けると認められ、 かつ 第1号被保険者の前年の合計所得金額が であるとき。 基準所得金額 未満 | 50% | | | |
| 条例第11条第1項第3号に該当する者 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 | 生計維持者が災害による被害を受けた場合に、事業収入の減少による損失額の合計額が前年における事業収入の額の10分の3以上となったとき。 （ 同年の合計所得金額のうち 事業所得以外の所得の合計が 400万円を超える場合を除く。 ） | 第1号被保険者の前年の合計所得金額が | | 災害を受けた日以後1年間の納期に係る保険料 | |
| | | 基準所得金額 未満 であるとき | | | 基準所得金額 以上 であるとき |
| | | 下記の 100% | | | 下記の 80% |
| | | （ 災害を受けた日以降の納期に係る保険料の額に、前年における合計所得金額に占める事業所得金額の割合を乗じて得た額 ） | | | |
| | 生計維持者の合計所得金額が0となる見込みで、生活が著しく困難となり、かつ 第1号被保険者の前年の合計所得金額が であるとき。 支払能力に欠けると認められ、 基準所得金額 未満 | 100% | | 減免を申請した日の属する年度の保険料のうち、同日以後の納期に係るもの | |
| | 生計維持者の合計所得金額が前年の2分の1以下となる見込みで、生活が著しく困難となり、支払能力に欠けると認められ、 かつ 第1号被保険者の前年の合計所得金額が であるとき。 基準所得金額 未満 | 50% | | | |
| 条例第11条第1項第5号に該当する者 市長が特に必要があると認める理由があること。 | 生計維持者が災害により死亡したとき、又は行方不明となったとき。 | 100% | | 災害を受けた日以後1年間の納期に係る保険料 | |
| | 〃 障害者となったとき。 | 90% | | | |
| | 第1号被保険者が介護保険法第63条に該当するとき。 | 100% | | 介護保険法第63条に規定する期間 | |

備考 同一の者がこの表の複数の区分に該当するときは、当該区分のうち減免割合が最大となる区分を適用するものとする。

損害金額：保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合には、その金額を控除した額
 基準所得金額：介護保険法施行令第38条第1項第7号に規定する基準所得金額（令和6年度～令和8年度は210万円）